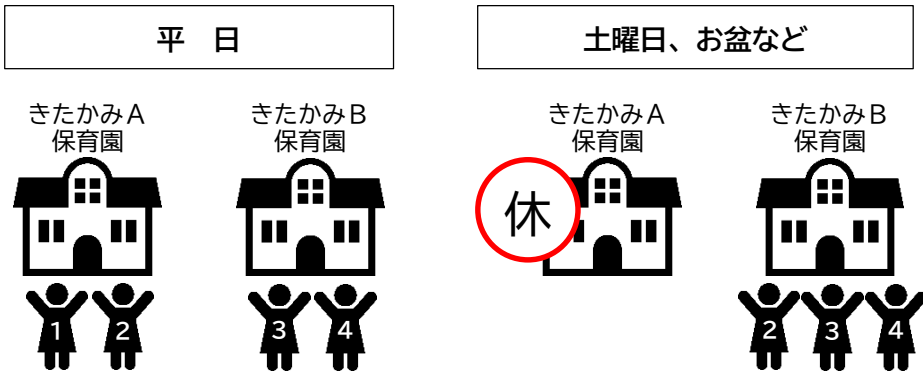




保育士等の勤務環境の改善を図るため、土曜日等における共同保育を実施しようとするもの。

1 共同保育の概要

登園児の減少する土曜日やお盆等の期間において、同系列の施設に集約するなど、他施設を利用する児童を受け入れて保育を行うこと。



2 共同保育の検討に至る背景

■保護者側の事情
家族構成やライフスタイルの多様化により、土曜日等の利用希望が増えている。

■保育施設側の事情
利用が1人でもあれば、保育士2人+調理師1人の配置が義務付けられており、土曜日等における職員体制確保が困難である。
※特に小規模保育事業所(定員19人以下、市内20施設)において、その傾向が顕著である。



保育士等が無理のない勤務環境の中で、保護者のニーズに対応できるよう、土曜日等の効率的な運用の仕組みが必要である。

3 共同保育の実施に向けた検討ポイント

■共同保育に関する国の方針
平成30年度に内閣府・厚労省から、保育士等の勤務環境改善のために共同保育の実施を認める旨の通知が発出されており、全国の自治体で実施されている。

■実施要領の整備
共同保育の実施にあたっては、保育の質の低下につながらないように、実施要領を整備し、共通ルールの下で行うこととする。

- 【主な内容案】
- ・園児募集の時点で、共同保育の実施を明示する。
 - ・各施設は書面等で保護者の同意を得た上で実施する。
 - ・依頼施設と受入施設の両者は、安全体制や費用負担を十分に協議の上で実施する。
 - ・受入施設は、事前に実施計画について市へ届出を行う。

4 実施スケジュール

時期	実施内容
8月～	実施要領の作成
9月～	・実施要領の公表 ・各施設へ実施希望を照会
11月～	令和6年4月園児募集にて、共同保育実施を明示
入所決定後	各施設にて保護者同意を得る
令和6年4月～	共同保育を実施開始